

○茅根猛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、4番深谷渉議員の発言を許します。

[4番 深谷渉議員 登壇]

○4番(深谷渉議員) 公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、自治基本条例についてでございます。自治基本条例の策定の自治体の現状についてお伺いいたします。

2001年の4月から施行された北海道ニセコ町の「まちづくり基本条例」が、全国で最初にできた自治基本条例と言われております。北海道大学の神原勝名誉教授によれば、自治基本条例、以下基本条例と言っていきます、は次のような条例であると定義しております。要は、それぞれの自治体の憲法ともいべき自治体の運営の基本原則を総合的に定めるものです。したがって基本条例は、自治体その他の条例や方法で定めたさまざまな行政運営や、自治体の運営のルールの上位に位置する条例という意味では最高条例であり、また憲法や法律を自主的に解釈、運用する際の判断のよりどころとなる点では最高基準とすることができます、ということであります。

この基本条例、NPO法人公共政策研究所の調べによりますと、本年4月1日の施行の5自治体に加え、全国で233自治体で制定されております。平成17年度からは毎年全国で20から30の自治体が制定していて、急激にその数が増えております。茨城県で制定している自治体は小美玉市、古河市、ひたちなか市の3市になります。この基本条例、なぜ制定する自治体が増えているのか、その今日的背景についてのご認識をお伺いいたします。

2つ目に、基本条例策定が行政に及ぼす影響についてお伺いいたします。基本条例は自治の基本理念や市政運営の基本事項等を定めるものなので、条例の制定が個々の政策条例のように、すぐに市民生活に影響を及ぼすものではありません。しかし、数年かけて全市的にその策定から取り組んでいる自治体では、その効果や影響が出ていることを感じている自治体が多くあります。基本条例の策定が行政に及ぼす効果や影響についてのご所見をお伺いいたします。

2つ目に、地方分権時代における自治基本条例の必要性についてであります。地方自治法第2条4項の削除についての考えをお伺いいたします。市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないというのが地方自治法第2条4項でした。法改正により、現在はこの部分が削除されております。この基本構想策定義務の廃止は、少なくとも市町村におけるこれからの総合計画をどのようにするのか、またその法的統制はいかにあるべきかの検討を避けて通れないものと考えます。この総合計画に基づく自治体運営を確固のものとするのであれば、この総合計画の議会での議決化を核とした基本条例への動きを急がねばならないと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、地方分権改革による自治体運営についてのご所見をお伺いいたします。2000年の地方分権改革から、国と自治体との関係は上下主従の関係から、対等、協力の関係へと

変わりました。国から都道府県へ、さらに市町村に権限や財源を移譲して、自治体の政策活動の自由度を高める、市民目線から見ると、政治や政策の決定地点を市民の身近なところに引き寄せる改革であります。

先ほどの地方自治法第2条4項の削除も、自治体に対する規制の緩和を意味するものでしょう。それだけに各自治体はその運営における自己決定、自立、責任の問題が大きくなってきていると考えます。そこで、この地方分権改革の流れの中で、自治体運営はどのように対応しなければならないかのお考えをお伺いいたします。

3つ目に、基本条例策定についてのご所見について伺います。

市民が市役所に来て、この問題はどうかと問われたときに、今までは国の法律でこうなっていて、通達がこうだと自己判断を回避してきました。これからは国の判断と同じことを言うにしても、権限が委譲されているからには、各職員は責任ある主体的判断として、合理的な根拠を説明しなければならないと思います。したがって、自治体にとって、また各職員にとって責任が大きく増しているのではないのでしょうか。それだけに、自己判断の基準づくりが急がれます。そこで、自治体法務とか政策法務とかいうことが行政では強調されています。基本条例策定そのものが自治体法務の眼目であると思いますが、基本条例策定についてのご所見をお伺いいたします。

続きまして、通学路の安全対策についてお伺いいたします。

本市の通学路における事故と対策の現状についてお伺いいたします。

今年の4月23日に、京都府亀岡市で集団登校中の児童ら10人が軽乗用車にはねられ、死傷した事故が起きました。亡くなられた3人のうち、2人は児童であり、もう1人は入学したばかりの長女の付き添いで事故に巻き込まれたお母さんでした。そのお母さんが妊娠中であったことが一層悲しみにと衝撃を誘いました。また同月27日には千葉県館山市で、停留所で路線バスを待っていた子どもたちに軽乗用車が突っ込み、小学校1年生の男子児童が亡くなりました。そして同じ日に、愛知県岡崎市でも横断歩道を渡っていた児童に自動車は突っ込み、児童2人が負傷しております。

集団登校中の児童が被害に遭う事故は今までも各地でたびたび起き、各学校は対策をとっているようですが、その対策にも限界があります。集団登校は事故に遭うと被害が多数になるという懸念があり、逆にばらばらに登校すると連れ去り被害などのおそれがあり、防犯の観点から集団登校はやめられず、そのジレンマで保護者の不安は広がっております。明日を担う児童生徒が登下校中に悲惨な事故に遭わないことを願って、以下のことをお伺いいたします。

最初に、本市の通学路における年間の死傷事故の把握はどのようになっているのか、お伺いいたします。2つ目に、各学校の危険箇所の報告と、個々の対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

続きまして、本市における今後の対応策についてでございます。今回の一連の事故を受け、文科省、国土交通省、警察庁から関係機関へ、通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検の実施についての通知が出ました。そして、その点検状況を本年の8月31日までに報

告することになっております。本市としては、この緊急合同点検について、どのような計画で実施されるのかご所見をお伺いいたします。

続きまして、ハード面の取り組みについてお伺いいたします。安全確保の具体的な対策や取り組み状況について、歩道の確保や路側帯のカラー化、車道幅員の縮小、中央線の抹消、横断歩道の設置、ゾーン30、イメージハンプなどの表示など、ハード面について多くの対策が叫ばれております。本市の対策についての取り組み状況についてお伺いいたします。また、通学路の変更、通学時間帯の指導や取り締まり強化、通学路に立つ保護者に目立つ服装をしていただくとか安全教育の充実等々、ソフト面の取り組みについての本市のお考えを伺います。

3つ目に、学校施設の非構造部材の耐震対策についてでございます。

非構造部材の点検と耐震対策についてお伺いいたします。

東日本大震災では、多くの学校で天井材やガラスなどの落下や破損による人的被害が発生いたしました。本市の小中学校では、計画的に建物の耐震化がなされていますが、今進められている耐震化は建物の躯体の耐震化であり、施設の非構造部材点検や耐震化対策ではありません。今回の震災では、改めて非構造部材の耐震化の重要性が認識されました。文科省は昨年7月に、東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について緊急提言を行い、非構造部材の耐震対策の必要性を指摘しております。また、今年の3月には、学校施設の非構造部材の耐震対策事例集を公表し、点検の速やかな実施や、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場天井材や照明器具などの落下防止対策のさらなる推進の必要性が指摘されております。そこで、非構造部材の点検について、本市では実施されているのでしょうか、それとも計画しているのでしょうか。実施されているとすれば、だれがどのように実施しているのでしょうか、その現状の内容をお伺いいたします。

続きまして、今後の耐震対策についてお伺いいたします。躯体の耐震対策は当然のことですが、同時に既に躯体の耐震対策を終えている施設も含め、非構造部材の点検とその耐震対策は、躯体の耐震対策と並行して行わなければならないものと考えます。この点に関しまして、今後の耐震対策のご所見をお伺いいたします。

続きまして、耐震対策に係る財政支援制度についてお伺いいたします。平成23年4月、文科省の学校施設非構造部材の耐震対策の推進についての通知が出ております。そしてまた、学校施設の耐震化やエコ化、老朽化対策等の施設整備を今まで以上に推進するために、安全・安心な学校づくり交付金制度を廃止、そして、学校施設環境改善交付金の制度を創設しております。この財政支援制度についてのご詳細をお伺いいたします。

4つ目のがん対策についてお伺いいたします。

検診受診率とクーポン券についてであります。本市の検診受診率の実態と、子宮頸がん、乳がん検診クーポン券が果たした役割についてお伺いいたします。

公明党がリードし、2006年にがん対策基本法が成立、そして翌2007年にはがん対策を総合的に推進するがん対策推進基本計画が策定されました。同計画に基づき、公明党の主導で子宮頸がん、乳がんの無料検診クーポン券が導入されました。それにより、国民生活基礎調

査によると、20%だった検診率が乳がんで31.4%、子宮頸がんで32%と大きく伸びております。このクーポン券が実現したことで、人々の関心が高くなったことは間違いありません。そこで、本市のがんの検診受診率の実態、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がんのおの実態と、子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券が果たした役割についてご所見をお伺いいたします。

続きまして、今後の受診率の向上についての取り組みについてお伺いいたします。この現行のがん対策推進基本計画では2011年度末、つまり今年の3月末までに胃がんなどのすべての検診受診率を50%以上にする目標が設定されておりました。しかし、無料クーポン券での受診率が向上したものの、目標までにはまだまだ隔たりがあります。皆さんご存じのように、がんは日本人の死因のトップで、年間35万人が亡くなっております。2人に1人ががんになるとされております。がんは医療の進歩により、不治の病から治る病気になってきました。市民の命を守るためには検診で早期発見が何より重要であります。そこで、受診率向上について、今後の本市の取り組みについてどのような対策をされていくのかお伺いいたします。

続きまして、第2次がん対策推進基本計画についてお伺いいたします。基本計画の方向性と新たな対策についてお伺いいたします。

2012年度からの国の第2次がん対策推進基本計画がまとまり、検討されている段階であります。今回の計画で、検診受診率に関して低い受診率の現状から、子宮頸がん、乳がん以外は50%から40%に引き下げられております。そして新たに小児がん、がん教育、就労支援などの対策項目が上がっております。そこで、今回の基本計画の方向性と新たな対策について、具体的にどのように把握されているのかお伺いいたします。

最後に、市税の口座振替納付通知書についてお伺いいたします。口座振替納付通知書の廃止についてでございます。

今、全国的に市税の口座振替納付通知書を送付している自治体が減少しております。経費の削減、省資源化、事務の効率化を考えると、余り利用価値のない通知の送付廃止に踏み切る自治体が増えております。政令指定都市では23年度現在、19市中13市が廃止しております。そこで、県内自治体の廃止の状況をお伺いいたします。

次に、廃止したときの問題点について伺います。市民にとって不都合なことが出てくるのかどうかご所見をお伺いいたします。廃止した場合、本市としてどれだけ経費の削減や事務の効率化が図れるのかお伺いし、この事務事業の廃止をご提案いたしますが、ご所見をお伺いいたします。

以上をもちまして、1回目の私の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○茅根猛議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔佐藤啓政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓政策企画部長 自治基本条例の今日的背景の認識についてのご質問にお答えをいたします。

地方分権改革によって、国と地方の関係が対等、協力の関係と変わり、これまで以上に地方

自治体の自主性が求められるようになったこと、そして急速な少子・高齢化や景気の低迷など地方自治体を取り巻く環境が大きく変化し、複雑で多様化する公共的課題を解決するには、行政だけでなく市民、議会、行政が協働して取り組むことが求められるようになったことなどを背景に、基本条例制定の議論が行われてきているものと認識をしております。

自治基本条例またはこれに類する条例としては、全国で230を超える自治体が制定をしておりますが、本県においては4団体が制定しているものと認識をしております。しかしながら、理念をあえて条例化する必要があるのか、市民のコンセンサスづくりに多くの時間を要する、別の手法のほうが効果的ではないかなど制定を懸念する声も聞かれておまして、一時期ほどは制定の動きが進展していないものと認識しております。

次に、基本条例制定が行政に及ぼす影響についてのご質問にお答えいたします。

自治基本条例は自治の基本理念や市政運営の基本的な事項等を定めるもので、条例の制定がすぐに市民の生活に影響を及ぼすようなものではございませんが、制定に向けた幅広い議論の過程において、市民の間に自治意識の醸成が図られ、市民の行政の参画や行政との協働などが促進されるものと認識をしております。

次に、地方自治法第2条第4項の削除についてのご質問にお答えいたします。

地方自治法第2条第4項につきましては、地方分権改革の流れの中で、平成23年4月の地方自治法改正により削除されたわけですが、これは市町村が基本構想といったたぐいのものを持つことは当然のことであって、あえて法律に規定するまでもないという趣旨で削除されたものでございます。基本構想、またこれに類するものは市町村のまちづくりの指針としての、各種の具体的な計画のすべての基本となるべきものでございますので、法律の規定の有無にかかわらず、議会の議決、または議会への説明という手続を経て定められるべきものであると認識をしております。

次に、地方分権改革による自治体運営についてのご質問にお答えをいたします。

昨今の地方分権改革の流れの中で、地方自治体はこれまで以上にその自主性を求められるようになり、自治体運営の具体的な方向づけをしっかりと行っていくことが重要になってきております。また、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、その地域の住民が主体的にまちづくりに参加することが不可欠であり、市民と行政との協働によるまちづくりの推進もあわせて求められているところでございます。こうした流れに的確に対応していくためには、市政運営の羅針盤としての役割、また市民と行政の役割の明確化としての役割を担う基本構想、またこれにかわる総合計画の存在がますます重要になってまいりますので、市民参加はもとより、議員各位のご意見やご理解をいただきながら、その策定作業を行っていかねばならないものと考えておりますし、それに基づいて市政運営をしていかねばならないと考えております。

次に、基本条例策定についてのご質問にお答えをいたします。

自治基本条例につきましては、地方分権時代にふさわしい、市民が主役のまちづくりを実現することをその制定の大きな目的としているものと認識をしております。本市のこれまでのま

ちづくりを見てみますと、平成19年に策定をいたしました第5次総合計画において、行政主導から市民参加と協働によるまちづくりに大きく転換を図ることを目指してまいりました。とりわけ市民との協働につきましては、市職員の意識改革に努めるとともに、市民協働推進課という組織を立ち上げ、市民参加によりさまざまな事業に取り組んできており、意欲ある市民、市民活動団体の方々などを中心に地域の課題解決や環境改善、地域の元気づくりなどの取り組みが各地域で展開されてきているところでございます。

このような状況を踏まえますと、本市においてはこれまでの取り組みを継続させることにより、自治基本条例制定の目的を達成することが可能なのではないかと考えておきまして、新たに自治基本条例の制定という形が適当なのかどうかについては、研究課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○茅根猛議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 本市の通学路における事故と対策の現状についてお答えいたします。

今年度になり、日本各地で通学中の児童が犠牲となる事故が相次いで起こっております。このような事故はどこでも起こり得るものと重大に受けとめ、市教育委員会では4月に各小中学校に対して登下校の安全指導を早急に実施し、保護者と連携しながら児童生徒の安全確保の推進を図ること、また通学路の再点検を実施し、課題が見られる場合は、関係機関と連携した安全確保の対策を講じることについて通知するとともに、5月初めの学校長会においても通学路における児童生徒の安全確保に万全を期するよう、指示してまいりました。

議員ご質問の本市の児童生徒の通学路における年間の死傷事故の状況でございますが、児童生徒の交通事故は事故発生の都度、学校から事故報告により把握しております。昨年度は小学生3件、中学生8件、計11件の車両等の接触による交通事故が発生し、そのうち6件は通学時の事故でありました。それらの多くは打撲、捻挫、骨折等の負傷事故であります。

次に、通学路の危険箇所の報告数とその対応についてでございますが、各学校では毎年度初め、学校とPTAが合同で通学路を点検して危険箇所把握を行い、通学路危険箇所マップなどにまとめるなどして市教育委員会に報告しております。昨年度の危険箇所についての報告件数は67件であり、そのうち15件を改善したところでございます。なお改善に至っていないところにつきましては、カーブへの横断歩道の設置や、近くに信号機があり新たに設置できない箇所、また改修に期間を要するものなどがございます。今年度は日本各地で通学中に児童が犠牲になる事故が相次いで起こっていることから早目に点検するよう指示し、5月中に報告をいただいたところであり、危険箇所として59件の報告がされております。今年度においても、早急に1件1件精査し、早目に改善できるよう関係機関に働きかけてまいります。

次に、本市における今後の対応策についてでございますが、今年4月以降、集団登校の列に車が突っ込む痛ましい事故が相次いだことから、通学路における交通安全を一層確実にするため、文部科学省は5月30日付で、全市町村に通学路における緊急合同点検の実施を求めている

るところでございます。本市では既に、学校と保護者とともに通学路の危険箇所の点検抽出を行っておりますが、通学路における緊急合同点検の趣旨を踏まえ、学校、保護者に加え、専門的な立場の道路管理者や地元警察署の方々の協力を得て、点検を実施する必要がありますので、速やかに学校や関係機関と日程を調整し、合同点検を行い、危険箇所の改善を図ってまいります。

なお、ハード面の取り組みとしましては、これまで市として歩道の整備や信号機、横断歩道の設置及び側溝のふたの整備などをしてきております。今後は緊急合同点検の結果を踏まえ、より適した改善のあり方や優先順位などについて関係機関と十分な協議を行い、適切に危険箇所の改善が図られるよう努めてまいります。また、ソフト面では、各学校で実施している自転車教室や交通安全教室を通して、子どもたちの交通安全に対する意識の高揚を図ってきているところでございます。さらに今年度は、登校時の立哨指導の回数を増やしたり、下校時の全地区パトロールなどを行っている学校もありますので、今後ともPTAや地域子ども安全ボランティア、民間交通指導員の皆さんなどとの協力体制を強化して、子どもたちが悲惨な事故に遭わないよう、登下校時の安全確保に一層努めてまいります。

次に、学校施設の非構造部材の点検と耐震対策についてお答えいたします。

初めに、施設点検の計画と現状についてのご質問にお答えいたします。本市では東日本大震災で被害を受けた学校施設について、昨年度、特に体育館天井の非構造部材の撤去や窓枠の交換等を行ってきているところがございます。このような中、文部科学省は学校施設等の耐震対策を一層進めるため、平成23年5月11日付で公立学校施設における非構造部材の耐震点検、耐震対策状況調査についてを市町村教育委員会に通知し、点検報告と耐震化の推進を求めています。

市教育委員会ではこれを受けて、地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために、各学校長に点検を実施するよう指示したところがございます。その点検には学校と学校設置者の2つがあり、そのうち学校の点検については、今年の4月から全小中学校、幼稚園に対し、天井の破損や照明器具の取り付け状況などを見るチェックリストに基づいて毎月点検を行い、その状況を年度の前期・後期の2回に分けて、市教育委員会へ提出をしていただくことになっております。一方、学校設置者、いわゆる教育委員会の点検につきましては、今年は3年ごとに行う学校などを対象とした特殊建築物災害防止調査、いわゆる法定の定期検査の実施年に当たっており、この調査の中で非構造部材の点検を実施することとしております。これらの学校側の点検と学校設置者の点検の2つの調査結果に基づき、学校施設の非構造部材の耐震化が必要な箇所については今後の耐震工事にあわせて整備するなど、計画的な改修を図ってまいりたいと考えております。

次に、非構造部材の耐震対策に係る財政支援制度についてでございますが、平成24年度に財政支援制度が拡充され、学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業として、非構造部材の耐震対策が新たに追加されました。学校施設環境改善交付金の内容につきましては、補助率が3分の1で上限額が2億円。対象事業は外壁、建具、間仕切り等の落下防止工事、天井材、照

明器具等の落下防止工事，設備機器の転倒防止工事などとなっております。また地方債の元利償還金の80%が地方交付税に算入されます。今後，点検により，危険性のある非構造部材についてこの財政支援制度を活用し，順序を決めて計画的に耐震化を図ってまいりたいと考えております。

○茅根猛議長 保健福祉部長。

〔埴信夫保健福祉部長 登壇〕

○埴信夫保健福祉部長 がん対策についての中から，検診受診率とクーポン券についてのご質問にお答えをいたします。

初めに，それぞれのがん検診における本市での受診率でございますが，直近で厚生労働省が取りまとめ，数値が確定しておりますので，平成22年度のそれぞれのがん検診の受診者数と受診率についてお答えをいたします。

胃がん検診は1,881名が受診し9.1%，肺がん検診は5,616名が受診し27.3%，大腸がん検診は2,703名が受診し13.1%，乳がん検診は1,284名が受診し9.8%，子宮頸がん検診は2,093名が受診し17.5%となっております。

次に，子宮頸がん，乳がん検診にクーポン券が果たした役割でございますが，クーポン券導入前の平成20年度と導入後の平成21年度を比較いたしますと，子宮頸がん検診での受診者数が1,448名から1,535名と87名増加し，率にして6%の増となっております。乳がん検診につきましては637名から1,370名となり，733名の大幅の増加となっております。率にして115.1%の増となりました。これらの結果から見ますと，クーポン券の導入は子宮頸がん検診，乳がん検診の受診率の向上に，一定の効果があったものと認識しております。

今後の受診率の向上についての取り組みでございますが，引き続き対象者への個別通知と広報紙，お知らせ版などによりがん検診の周知を図ってまいります。特に，個別通知は有効な手段であることから，未受診者に対する再通知に取り組んでまいりたいと考えております。またがん検診の内容やその効果などを丁寧に説明する手法や，全国の自治体の取り組み，事例なども参考にしながら，受診率の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に，第2次がん対策推進基本計画についてのご質問にお答えいたします。平成24年度から，今後5年間の国のがん対策の推進に関する基本的な方向を明示いたしました第2次がん対策推進基本計画につきましては，去る6月8日，閣議決定されたとの情報が入っておりますが，基本計画の内容は今後自治体に指示されることになっておりますので，今後，計画の内容が示された中で，内容を十分精査しつつ国の動向を注視しながら，各種がん対策に適切に対応してまいりたいと考えております。

○茅根猛議長 総務部長。

〔江幡治総務部長 登壇〕

○江幡治総務部長 市税の口座振替納付済み通知書の廃止についてのご質問にお答えをいたします。

初めに，県内自治体の廃止の状況についてでございますが，県内の32市のうち，本市を含



めまして21の市が口座振替納付済み通知を行っております。残りの11市につきましては、通知を廃止している状況となっております。なお、通知を廃止した市からは、廃止をした際に特に問題は生じていないと聞いてございます。

2点目の廃止をしたときの問題点でございますが、ただいま申し上げましたように廃止をした市においては問題が生じていないと聞いております。ここであえて申し上げますとすれば、口座を行っている納税者の皆様が、納付状況を確認するため、ご自分で通帳の記帳を行わなければならないということであると考えております。

3点目の廃止をした場合の経費削減、事務の効率化の効果につきましては、平成23年度で申し上げますと、納付済み通知書の発送件数が5,694件ございまして、茨城計算センターへの通知書の作製委託料が70万円、郵送料が30万円、合わせて100万円の経費を削減することができます。あわせて、通知書発送事務の軽減化が図ることができると考えております。この市税の口座振替済み通知書の発送につきましては、経費の削減、事務の効率化の観点あるいは廃止した際に特に問題が生じることがないと考えられますことから、規則の改正を含めまして廃止する方向で検討してまいります。

○茅根猛議長 深谷議員。

[4番 深谷渉議員 質問者席へ]

○4番(深谷渉議員) 先ほどはご答弁、大変ありがとうございました。それでは再質問をいたします。

初めに、自治基本条例についてお伺いいたします。ただいまのご答弁では研究課題だということでありました。この自治基本条例の2番の①地方自治法第2条4項の削除についてのお考えをお聞きしましたけれども、基本構想総合計画を、今のご答弁では重点的に市として推し進めていくというようなお話がありました。確かにこの基本構想総合計画は、自治体が運営するものとしては非常に大切なものということでの認識は、私も持っております。そうであるならば、きちっとした基本条例の中で総合計画の必要性をうたって、議会の議決を経るという基本的なルールを基本条例の中で制定していく、これがやはり必要なのではないかなと思っております。自治体運営の基本姿勢がないまま、常陸太田市のまちづくりが今後も行われていくのかということになってしまうのではないのでしょうか。

基本構想総合計画は、今まで自治法第2条4項に規定されているから、市では作ってきたというような立場ではないと思います。必要だから作ってきたのであって、今後ともそういった意味からすれば、条例できちっと定めて必要性を市民にも周知してもらおうといった動きが必要になってくると思います。非常に多くの自治体が基本条例を策定しております。また、今ご答弁でありましたように、ちゅうちょしている自治体もたくさんあるということはお聞きしております。それはやっぱり多くの時間、費用、そしてまた多くの住民の参画を行っても、基本条例策定後の明確な住民主体の行政運営のあり方を展望することができないというような、後ろ向きの考えがどうしてもあると私には思えてなりません。

まさに基本構想総合計画を中心としたものとして、岐阜県の多治見市は基本条例策定に当た

って、総合計画の最上位の計画と位置づけて、市政運営の根幹になすものであるとして、この基本条例の中で総合計画だけ、大きな章として立て分けてきちっとうたっております。そういう意味におきましても、まさにまちづくりの原点である基本構想総合計画を条例の中に位置づけるということは、大切なことであると私は考えて今回の質問をいたしました。その辺のところをもう一度、ご所見があれば伺いたいと思います。

○茅根猛議長 政策企画部長。

○佐藤啓政策企画部長 今の議員ご指摘の点についても、条例という形がふさわしいのかどうかについて、その必要性については研究課題といたしますか、検討をさせていただきたいと思えます。

○茅根猛議長 深谷議員。

○4番（深谷渉議員） ありがとうございます。考え方の相違になってくるかと思えますので、この点は以上とさせていただきたいと思えます。ただ、今、議会においても議会基本条例の策定に向けて、事務局、また議会活性化委員会が中心となって行っております。そういった意味においても、やはり上位の自治基本条例というものを策定していただければ、きちっと議会基本条例もそれにリンクした条例として、全国的にも評価されるのではないかと私は思っております。

続きまして、通学路の安全対策についてお伺いいたします。年間の死傷事故が小学校3件、中学校8件ということでありました。全国的に報告があるのは22年度、小学校で3万589件、中学校では1万637件あるということでお聞きしております。昨年の統計だけではなくて、ここずっと死傷事故の統計をとられて、常に起きている箇所はないのかどうか、そして改善がおくれている箇所がないのかどうか、その辺の分析はなされているのか、その点を1点お伺いいたします。

○茅根猛議長 教育長。

○中原一博教育長 昨年度は小学生3件、中学生8件、計11件でございましたが、これまでも事故報告の中で件数をとられておりますが、ちょっと手元にございませんで、後でご報告させていただきます。そういう中から、ある箇所が多発しているかどうかということについても精査しているところがございますけれども、ここが多発しているというようなところについては、我々としては認識しておりません。

○茅根猛議長 深谷議員。

○4番（深谷渉議員） ぜひ昨年だけじゃなくて過去のものも振り返って、しっかりその辺の分析をしていただいて、そういった箇所を重点的に改善していくという対策をしっかりと庁内で図っていただきたいなど要望いたします。

続きまして、通学路における緊急合同点検についてでありますけれども、今回関係機関と改善策を図っていくということでありました。その場合、学校、PTA側と教育委員会、警察、そしてまた道路管理者である市の建設関係、そういったところとの協議において今後どのような計画があるのか、その点を1点お伺いいたします。

○茅根猛議長 教育長。

○中原一博教育長 いずれにいたしましても、8月31日までの報告ですので、時間的な余裕がありませんので、今年度上がってきました、学校とPTAが点検をして注視された59件についてを中心に点検してまいりたいと思います。これからですと、7月いっぱいには点検を終えなくてはなりませんので、速やかに日程的な調整をしてまいりたいと思います。

○茅根猛議長 深谷議員。

○4番（深谷渉議員） ありがとうございます。時間がありませんので、子どもたちの安全安心のために、計画を早急にさせていただきたいと思います。

続きまして、学校施設の非構造部材の耐震対策についてでございます。ご答弁にありましたように、非構造部材の耐震対策のチェックもしていくということでもあります。チェックリストによって行っていくということでもありますけれども、この3年ごとに行う点検が今年だということで、これは専門家による外部委託で、チェックリストによって行くんでしようけれども、ふぐあいが出た場合の対策についてどのようにお考えなのか伺います。

○茅根猛議長 教育長。

○中原一博教育長 3年に一遍行う特殊建築物災害防止調査でございますが、これは校舎本体の劣化、老化等を見る調査でございます。特に、非構造部材の点検の必要性がありますことから、本体に加えて非構造部材まで点検を行っていただくこととなります。なお、点検者については外部委託になります。

○茅根猛議長 深谷議員。

○4番（深谷渉議員） ありがとうございます。

続きまして、耐震対策に係る財政支援制度についてでございます。今回も本年度の予算案を見ますと、学校施設環境改善交付金を利用して、1億6,000万円ほど見込みをとって、中学校の耐震化を図られているのは承知しておりますけれども、学校施設環境改善交付金をぜひとも使って、この非構造部材の耐震対策を図っていただきたいなと思っております。

直近なんですけれども、6月8日にも文科省から、公立学校施設の非構造部材の点検に係る財政支援についてという通知が出されております。この通知においても、文部科学省の学校施設環境改善交付金においては、非構造部材の点検等に係る経費、点検から設計は、工事にあわせて補助の対象となっておりますという通知が出ておまして、これらの財政支援制度を活用し、公立学校施設の非構造部材の点検、特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井、照明器具、内外装材、バスケットゴール等の落下防止対策を進めていただきますようお願いいたしますというような通知が直近で来ております。そういった意味からも、躯体も当然でありますけれども、今後ともしっかりと非構造部材の耐震化も図っていただきたいと思っております。これは要望であります。

続きまして、がん対策についてであります。無料クーポン券、これは本市でも一定の効果は得られたというようなお話を伺いました。しかしながら、やはりなかなかカンフル剤というものとは長期に効くものではなくて、千葉県食と健康・がん対策室の二ノ倉主任技師の話では、

やはり乳がんや子宮頸がんは、無料クーポン券配布直後は受診率が上がったけれども、その後は伸び悩んでいるというようなコメントをしております。

本市においても、確かに1回目は伸びたけれども、2回目からペースダウンしたというような話であります。本市としても、全体的に全国のパーセントよりも受診率が低いなという気がいたします。がん検診受診率を上げる対策として、もっと知恵を絞っていただきたいなと思っております。

そこで1点ご質問いたします。東大病院の緩和ケア診療部長の中川先生は、検診受診率を上げるためには、その意義を正しく理解してもらうために、子どものころから検診を含めたがんに関する教育を行う必要があるということをお話しされております。がん教育、これが本当に大切になってくるんじゃないかなと思っております。時間はかかりますけれども、やはり子どものころからそういった教育をしておく必要があるのではないかなと思っております。その点に関してご所見があればお伺いいたします。

○茅根猛議長 保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 受診率を上げるためということで、子どもでは、がんに対する認識をどう高めていくかということでは、この間いろいろ研究しているところであります。実際的に数字的に見ますと、検診に参加する方の年齢層がどうしても40歳以降が増えてくるような形になっております。ですからそういう意味では、若年者の対応というのも非常に大切なことであります。広報等でお知らせする場合に、早期発見・早期治療、それから受けた人たちの感想等々も参考にしながら、がん検診に関する意識を一般市民に理解していただけるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○茅根猛議長 深谷議員。

○4番(深谷渉議員) ありがとうございます。ぜひ教育委員会と連携を図りながら、がんの教育といったものを、できれば年に1回とか2回できるような体制ができればと思います。要望いたします。

最後に、市税の口座振替納付済み通知書についてであります。私がこれを思いついたというのは変ですけども、私自身、市の経費削減、どうしたら市財政のプラスになる動きができるのかということは、新聞を読んだり、いろいろ見聞きして何かしら貢献できないかと常日ごろ考えておる中で、たまたま私のもとに口座振替済み通知書が来たときに、これは何に使えるのかなという疑問が起きまして、この口座振替通知書と廃止というのでインターネットで調べたところ、ずらずらと廃止したところが出てくるんですね。

私も認識していなかったんですけども、確かに経費の削減、省資源化を考えた意味で、余り利用価値のない通知は必要ないという自治体が非常に多かったということで、今回の質問をさせていただきました。ぜひこの経費削減に対しても、常に行政側も考えていると思っておりますけれども、従来やっているからこれでいいんだということではなくて、一つ一つの事務事業を点検しながら、今後の経費削減に努めていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。